

「疑わしい取引の届出」について

警察庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課
犯罪収益対策室



1. 犯罪収益移転防止法の目的

◆ 犯罪収益移転防止法の目的（法第1条）

犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること。

○ 犯罪収益の特性

- 犯罪により生じた財産である
- 移転された場合、はく奪や被害回復に充てることが困難となる
- 犯罪収益により組織的犯罪が助長される
- 健全な経済活動への投資により企業が支配される

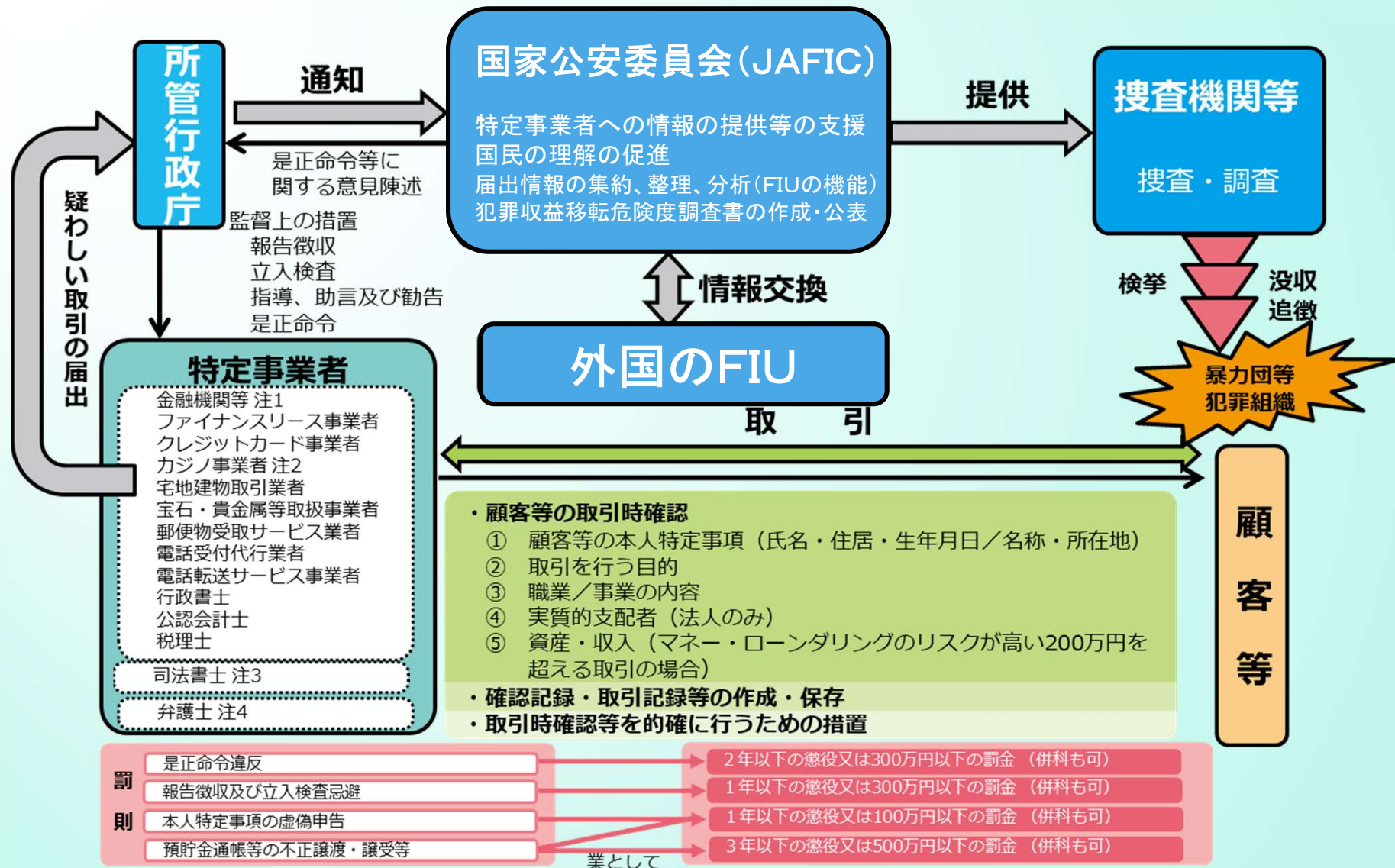
○ 犯罪収益の移転防止措置

- 移転に利用されるおそれのある事業者における顧客管理
- 犯罪の実態解明と検挙に資する仕組みの構築

○ 特定事業者における義務

- 取引時確認
- 確認記録の作成・保存（7年間保存）
- 取引記録等の作成・保存（7年間保存）
- 疑わしい取引の届出
- コルレス契約締結時等の厳格な確認
- 外国為替取引等に係る通知
- 取引時確認等を的確に行うための措置

犯罪収益移転防止法の概要



注1 金融機関等のうち為替取引に関与する事業者は、上記のほか顧客及び支払の相手方に関する情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、資金移動業者等である。

暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、暗号資産移転時に顧客及び移転等の相手方に関する情報を他の暗号資産交換業者等に通知する義務を負う。

注2 カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。

注3 司法書士による取引時確認については、⑤を除いた確認である。

注4 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。監督は、日本弁護士連合会が行う。

2. 疑わしい取引の届出情報の取扱い

届出事業者

疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

(法第8条第4項)

捜査機関等

- ・ 国家公安委員会が提供した疑わしい取引の届出情報は、厳正に管理。
- ・ 届出情報については一切公表されない。

犯罪者による証拠隠滅等の防止

注意

捜査関係事項照会書の回答や回答書式等に、届出に係る記載や資料の添付は一切しないでください。

3. 届出の基本姿勢

迅速な届出

- 疑わしい取引と認めたときは速やかに届出を！

積極的な届出

- 届出するか判断に迷ったら、積極的な届出を！

正確な入力

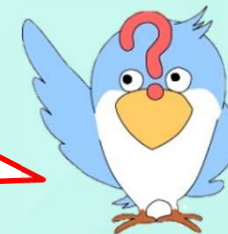
- 入力要領に沿った正確な届出を！



半年前の取引、もう古いかな～

この取引、届出の必要あるのかな～

迷ったら、積極的に、速やかに届出をするのじゃ!!



うたとり

4. 届出の方法等

「疑わしい取引」の届出の方法は、以下の3通りから選ぶことができる。

届出方法	提出方法		作成方法
e-Gov 電子申請	インターネット 経由	・ JAFICへ事業者ID発行申請 のうえIDを取得 ・ 電子政府総合窓口(e-Gov) を利用し届出を行う	JAFICが提供しているソフトウェア「事業者プログラム」を使用 (※1)
電磁的 記録媒体	書留又は 直接持参	(提出先) 金融庁 総合政策局 リスク分 析総括課 マネーローンダリ ング・テロ資金供与対策企 画室 特定金融情報係	JAFICが提供しているソフトウェア「事業者プログラム」を使用 (※1)
書 面	書留又は 直接持参	(提出先) 金融庁 総合政策局 リスク分 析総括課 マネーローンダリ ング・テロ資金供与対策企 画室 特定金融情報係	犯収法施行規則第25条において 定める別記様式第1号～第3号 までの届出様式を使用 (※2)

(※1) 事業者プログラムの使用方法等については、JAFICのHPに掲載されているマニュアルをご覧ください。

(※2) 金融庁又は警察庁JAFICのHPよりダウンロードできます。

◆ 疑わしい取引の届出の着眼点（１） ◆

★ 危険度の高い取引形態・国等について

※取引形態

非対面取引、現金取引及び外国との取引（一部）

※国・地域

北朝鮮、イラン、ミャンマー

※顧客の属性

暴力団等、国際テロリスト

非居住者、外国の重要な公的地位を有する者

法人（実質的支配者が不透明な法人等）

➤ 危険度の高い取引についての認識を

◆ 疑わしい取引の届出の着眼点（２） ◆

職員が、**業界における一般的な知識と経験**を前提として、取引の形態を見た場合、收受した財産が犯罪収益である疑い又は犯罪収益の仮装・隠匿に当たる行為を行っている疑いを認めれた場合に届出の対象となり、**特定の犯罪の存在を認識する必要はありません。**

取引の例

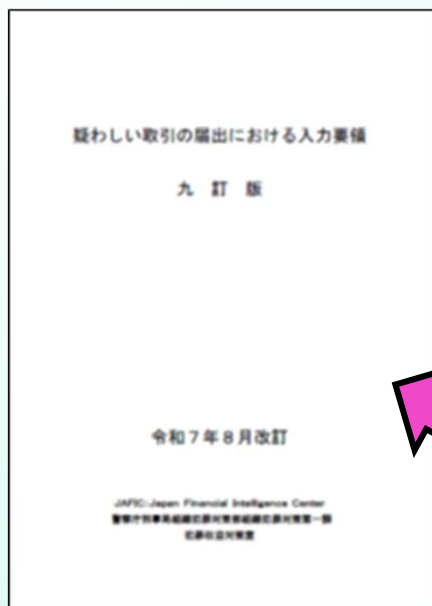
対応時の不審点や特異な言動、聴取した資金原資・使途等、分かり得る情報を届出理由欄に記載してください。

- 口座開設時に確認した**取引を行う目的、職業又は事業の内容等**に照らし、**不自然**な態様・頻度で行われる取引。
- 他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、**送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があるとは認められない情報を提供する顧客**に係る取引。

窓口職員が疑いを持った取引も積極的に届出を！！

入力要領の活用

入力の際は、令和7年8月に改定された
「疑わしい取引の届出における入力要領（九訂版）」
 をご確認ください。



入力要領



届出様式
 警察庁 JAFIC
 犯罪収益移転防止法
 疑わしい取引の届出
 届出者
 届出内容
 届出理由
 届出日
 届出場所
 届出方法
 届出者
 届出内容
 届出理由
 届出日
 届出場所
 届出方法
 届出者
 届出内容
 届出理由
 届出日
 届出場所
 届出方法

届出様式

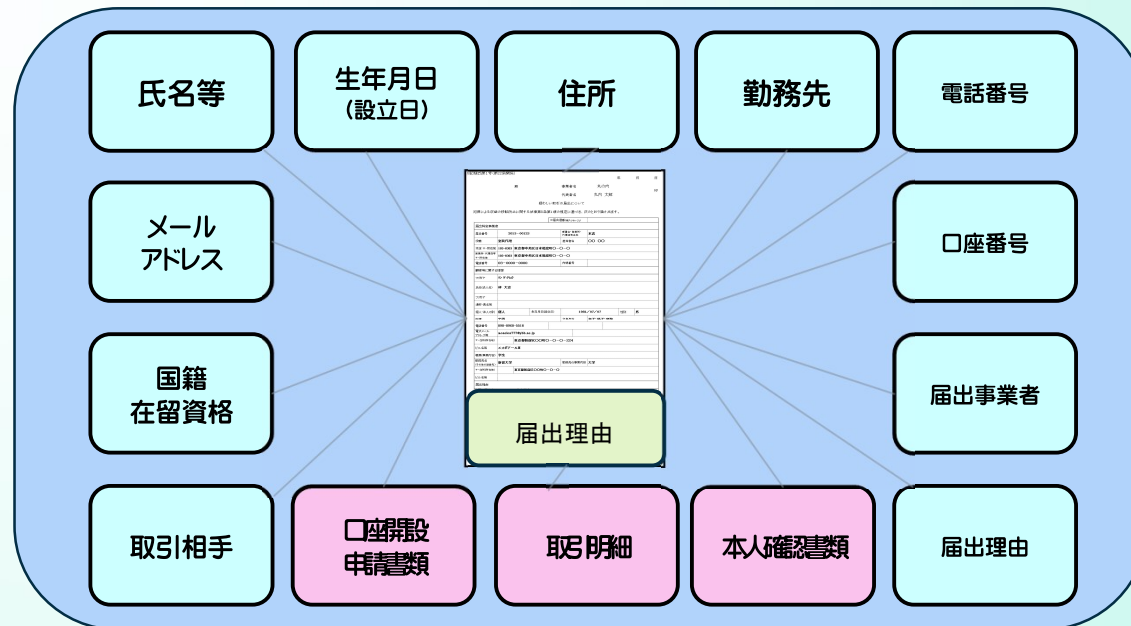
※ 警察庁JAFICホームページに掲載

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

警察庁 JAFIC



◆ 記載事項全般について ◆



**届出情報に記載された事項は、すべてが貴重な情報
判明している事項は全て網羅的に記載**

JAFIC

- ・ 情報分析
(過去に届出られた情報、捜査機関等と共有している情報、外国FIUから提供を受けた情報、公刊情報等も活用)

都道府県警察等の捜査機関

- ・ 犯罪収益の発見
- ・ 犯罪組織の実態解明
- ・ マネロン事件等に係る刑事事件の捜査

◆ 届出書の作成単位 ◆

- ◇ 届出書は、顧客等の名義ごとに作成してください。
- ◇ 代表者は同一でも社名が異なる場合など、顧客等の名義が異なる場合は、別個に届け出てください。
- ◇ 同一名義に係る複数の口座の取引は、一つの届出書で届け出てください。

◆ 届出特定事業者 ◆

届出特定事業者

* 届出番号 (年)		* 届出番号(番号)		部署名・営業所・代理店名称	
---------------	--	------------	--	---------------	--

※届出番号の重複に注意すること

※手入力は検索で表示されないとき以外は使用しないこと

役職		* 担当者名	犯収 太郎
* 本店所在地(郵便番号)		* 本店所在地	
* 営業所・代理店等所在地(郵便番号)		* 営業所・代理店等所在地	
* 電話番号	XX-XXXX-XXXX	内線番号	

届出番号を重複させないよう申請前に再確認してください。

J A F I Cや捜査機関等からの照会に対応可能な電話番号を正確に記載してください。

J A F I Cや捜査機関等からの照会に対応可能な本店等の担当者を記載してください。

◆ 職業 ◆

顧客等に関する情報				
フリガナ				
氏名（法人名）				
通称・異名等				
個人・法人の別		生年月日（設立日）		性別
国籍		在留資格		
電話番号				
職業（事業内容）	（職業例）会社役員、公務員 等 （事業内容例）製造業、金融業、建設業 等			
勤務先名 （その他の連絡先）	（例）●●保険株式会社	勤務先の事業内容	（例）生命保険、健康保険等の取扱	
〒・住所（所在地）				
ビル名等				

職業・勤務先名・勤務先の事業内容欄は詳細な記載をお願いします。
勤務先が特定事業者に該当する場合は、より詳細に記載するようにお願いします。様式2号（代理人、実質的支配者等欄）でも同様です。

・ 疑わしい取引と判断した経緯、理由を記載
・ 捜査機関等から照会書を受領している場合、**照会書の日付、発出機関、文書種別**は届出理由欄に記載しないでください！

Q 捜査機関等とは？

A 疑わしい取引の届出における 捜査機関等とは、

- ① 警察
 - ② 検察庁
 - ③ 税関
 - ④ 麻薬取締部
 - ⑤ 海上保安庁
 - ⑥ 証券取引等監視委員会
 - ⑦ 国税庁、国税局、税務署、
地方団体の徴税吏員
 - ⑧ 公正取引委員会
- の8機関

注意！

お願い！

※ 照会文書等も添付しない！
※ 捜査員等の個人名も記載しない！

気を付ける
のじゃ!!

《入力の統一について》

【正】 令和6年4月1日 → 2024/04/01
1千万円 → 10000000円

【誤】 50千円、500千円、8百万円 等



◆ 顧客等の本人確認書類 ◆

◆ 「書類番号」欄の入力要領

顧客等（個人・法人）の本人確認書類

本人確認書類の種別 1	運転免許証 ▼	書類番号 1
本人確認書類の種別 2	外国人証明書 ▼	書類番号 2
本人確認書類の種別 3	旅券（パスポート） ▼	書類番号 3

【誤入力例～運転免許証～】

× 1234-5678-9000（ハイフン不要）

【誤入力例～外国人証明書～】

× B第123456789号（「第」「号」は記載しない）

【誤入力例～旅券（パスポート）～】

× JPN-TZ123456（「国名」は記載しない）

◆ 本人確認書類のうち、下記の4種類を選択した場合...

顧客等（個人・法人）の本人確認書類

本人確認書類の種別 1	個人番号カード ▼	書類番号 1
本人確認書類の種別 2	年金手帳 ▼	書類番号 2
本人確認書類の種別 3	各種健康保険 ▼	書類番号 3
本人確認書類の種別	住民票 ▼	書類番号



※ 添付資料として、本人確認書類の写し等を添付する場合、

- ・ 個人番号カードの裏面は添付しない
- ・ 「基礎年金番号」「保険証の記号・番号、保険者番号」「保険証のQRコード」「住民票コード」はマスキングする

ように注意してください。

◆ 取引情報 ◆

当該取引に関する情報

* 取引形態

* 業務内容

取引を行う目的

決済方法

取引金額

通貨単位

両替後の通貨単位

手形・証券、金地金等の動産の種別

手形・証券、金地金等の動産の番号

不動産の種別

不動産の地番

その他(特徴等)

◆ 疑わしい取引情報は、
最低でも 1 取引は必ず入力
してください。

預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合

個人・法人の別

フリガナ

(被)仕向先の氏名(法人名)

銀行、クレジットカード会社等の種別

銀行、クレジットカード会社当の名称

SWIFTコード(前項を記述した場合)

営業所・代理店等名称

口座・クレジットカード等種別

口座・クレジットカード等番号

送金先(元)国名

【ポイント】

- ◆ 口座番号等がわかる場合はできるだけ入力をお願いします。
- ◆ 外国送金の場合は、送金先(元)国名の入力をお願いします。

◆ 添付資料 ◆

➤ 添付資料の充実化

- ・ 鮮明な画像による本人確認書類
(法人代表者、実質的支配者等に関する本人確認資料を含む。)
- ・ 取引明細
- ・ 外国為替取引に関する詳細資料
(属性を理由とした届出でも、添付してください。)
- ・ 各種帳票類、小切手・手形（両面）等
- ・ 暴力団員等の届出については「反社会的勢力でないことの表明確約書」等

➤ 添付を控えていただくもの

- ・ 捜査機関等からの照会文書
- ・ 新聞記事、ネット記事、ホームページ

記事は添付せずに、届出理由欄に
「2023/09/01付、〇〇新聞〇刊〇頁、顧客が〇〇罪で逮捕されたと報道あり」
等と記載してください。

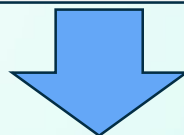
➤ マスキングをお願いしているもの

- ・ 印影（届出印、印鑑登録、訂正印等）、個人番号、基礎年金番号、健康保険証の記号・番号・保険者番号・QRコード、住民票コード

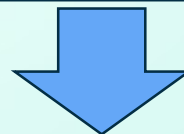


◆ 届出の判断（参考事例及びガイドラインの参照） ◆

疑いがあるか否かは、個々の取引等の形態や顧客等の属性によっても異なる
いくら以上の現金取引である、何回以上の頻繁な取引といったように
画一的な基準を定めることはできません。



各行政庁において所管特定事業者向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上での目安として参考事例を作成・公表しているので参考にしてください。



あくまでも目安となる参考事例を例示しているものであるため、
・ **事例に該当しない取引等であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる**
ことに注意してください。

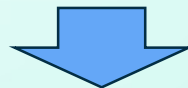
◆ 届出の判断（参考事例及びガイドラインの参照） ◆

★ よく見られる事例

- ・ 顧客の属性等に照らし、多額の入出金が頻繁に行われる取引
- ・ 口座開設時の目的と明らかに相違する不自然な態様の取引

等の取引があるにもかかわらず、「その他」を選択して届出

- ・ 確かに窓口での不自然な態度は認められるが、取引内容を確認すれば突如多額入出金等が行われている
- 等の不審な取引であるにもかかわらず、「不自然な態様・態度」を選択して届出



安易に「その他」や「不自然な態様・態度」を選択せず、取引に着目した適切なガイドライン番号の選択をお願いします！

◆ ガイドラインの選択に関して（１） ◆

★ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

- 警察や暴追センターからの情報により暴力団員と認定されていない顧客であっても、各種情報から
 - ・ 匿名・流動型犯罪グループ等の反社勢力と疑われる者
 - ・ 資金の動きから、暴力団組織等が、その背景に存在していると疑われる者に関する届出には、暴力団に関するガイドライン番号を適用しての届出をお願いします。

- （例）
- ・ 暴力団員と認定されていないが、暴力団員と共に行動をしている疑いのある者に関する届出
 - ・ 新聞やニュース、各種保有情報から
 - 組織的な窃盗、詐欺事件等、背景に犯罪組織が疑われる事件
 - 賭博、違法風俗、薬物密売等、暴力団資金獲得活動による事件での検挙情報を確認できる者に関する届出

◆ ガイドラインの選択に関して（２） ◆

★ 公的機関からの照会 + 疑わしい取引形態

○ 公的機関からの照会先口座であっても、当該口座の取引態様等を確認した結果、所管行政庁が定める参考事例に該当している場合

- 公的機関からの照会よりも取引を優先
取引事例に関する参考事例に該当するガイドライン番号を適用した届出をお願いします!!

（例）・開設口座に関して、警察から捜査関係事項照会書を受領。
当該口座についてはモニタリング検知もされており、確認した結果、取引態様が、
参考事例 第３（２）多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引と判明。

- ガイドライン番号名称
【銀行等】 １１．頻繁に多額入出金口座

◆ ガイドラインの選択に関して（３） ◆

★ 非対面取引での同一IPアドレスから接続のある複数口座について

- 顧客１名ごとに１件の届出書を作成し、それぞれ届出してください。
- 届出理由欄に同一のIPアドレスからアクセスされた他の顧客にかかる疑わしい取引の届出番号を記載してください。
 - **ガイドライン番号「異なる客の同一IPアドレス取引」**を選択

【例】 A名義、B名義、C名義（住所も異なる）による取引にて、同一IPアドレスを確認

- 顧客A、顧客B、顧客Cに関して、それぞれ疑わしい取引の届出を実施

★ 顧客A（届出番号 2025-100001） 届出理由欄への記載例（一例）

「異なる顧客による同一IPアドレス（環境）からのアクセスのため届出。
調査したところ、**下記届出番号の顧客と同一**のIPアドレスからログインあり。
不正利用される可能性が高いと判断し、当行判断にて口座凍結を実施。

※ **届出番号 2025-100002、2025-100003**

複数口座によるATM出金にかかる取引明細の時系列分析

概要

- お届けいただいた取引明細を基に、同一金融機関、近接時刻、同一ATMで複数名義の口座から出金している取引を抽出して分析に活用しています。

取引日時		口座情報		取引内容		取扱ATM情報		
取引年月日	取引時刻	口座名義人	事業者名	出金金額 (円)	残高金額 (円)	取扱金融機関名	営業所・代理店等名	ATM番号
20◇/▲/01	11:28:00	甲	A銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/01	11:29:00	乙	B銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/01	15:38:00	丙	C銀行	500000	0	C銀行	X町駅前	2
20◇/▲/01	15:40:00	甲	A銀行	270000	0	C銀行	X町駅前	2
20◇/▲/02	15:44:00	乙	B銀行	1000000	0	B銀行	X町中央	3
20◇/▲/02	15:44:00	丙	C銀行	490000	9000	B銀行	X町中央	3
20◇/▲/02	15:45:00	丙	C銀行	9000	0	B銀行	X町中央	3
20◇/▲/02	15:57:00	甲	A銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/02	15:58:00	丁	D銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/08	11:03:00	甲	A銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/08	11:04:00	乙	B銀行	500000	0	B銀行	X町中央	3
20◇/▲/08	11:04:00	丙	C銀行	500000	0	A銀行	X町	1
20◇/▲/08	11:05:00	丁	D銀行	500000	0	B銀行	X町中央	3

同一人の払出？

同一人の払出？

同一人の払出？

同一人の払出？

A銀行X町支店ATMの利用者とB銀行X町中央支店ATMの利用者は別？

5 疑わしい取引に関する問合せ先

★ 所管行政庁(金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室 特定金融情報係)

★ 警察庁～犯罪収益対策室(JAFIC事務局) 代表:03-3581-0141

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

届出書の作成方法・
事業者プログラム全般

・疑わしい取引の届出ヘルプデスク

・0570-065-832 (9～17時)

電子申請の
送信方法・操作方法

・e-Gov利用者サポートデスク

・050-3786-2225

・(4～7月:平日9～19時、土日祝日9～17時)

・(8～3月:平日9～17時)

事業者ID発行・変更申請、
データの送信ミス

・JAFIC 分析係(受付担当)

・内線722-525・528

事業者プログラムの
入力方法
(誤記の訂正、届出の作成方法等)

・JAFIC 分析係(登録担当)

・内線 722-521～523

届出の判断等

・JAFIC 分析係(分析担当)

・内線 722-531・532・533